



2025年改正資金決済法・関係政府令等の解説(1)

—送金・決済サービスに関わる改正項目について—

前・金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 課長補佐
金融庁企画市場局信用課 専門官

資産運用・保険監督局資金決済課 課長補佐

資産運用・保険監督局資金決済課 課長補佐

資産運用・保険監督局暗号資産・ステーブルコイン課 課長補佐

資産運用・保険監督局暗号資産・ステーブルコイン課 課長補佐

中西成太
目加田歩実
天野文雄
加藤壮悟
時岡直輝
那須 翔

2025年6月6日、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）の一部改正法が成立した（令和7年法律第66号。以下改正後の資金決済法を「法」という。また、「資金決済法」も、文脈上明らかな場合を除き、改正後のものを指す）。その後、金融庁は、関係する政令、内閣府令、事務ガイドライン等の改正・新規制定に向けて検討を行ってきたが、2026年5月22日までに、これらを公布した。本稿では、2025年資金決済法改正・関係政府令等の全体像を解説するとともに、7点の主要な改正項目のうち、送金・決済サービスに関わる4点、すなわち、①クロスボーダー収納代行への為替取引に係る規制の適用、②資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化、③第一種資金移動業に係る滞留規制の緩和、④前払式支払手段の寄附への利用について解説する。なお、本稿において意見にわたる部分は、いずれも筆者らの個人的見解である。

1 改正の背景と全体像

今般の法令等の改正は、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」（2025年1月22日）を受けて行われたものである（以下、ワーキング・グループ及び報告書について、それぞれ「資金決済WG」「資金決済WG報告書」と略称する）。資金決済WGは、金融担当大臣の「送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場

を踏まえ、利用者保護等に配慮しつつ、適切な規制のあり方について検討を行うこと」との諮問を受けて行われたものであり、大きく分けて、①送金・決済サービスに関する論点、②暗号資産・電子決済手段に関する論点、③立替サービス等に関する論点について議論が行われた。

①送金・決済サービスに関しては、(a)クロスボーダー収納代行への為替取引に係る規制の適用、(b)資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化、(c)

第一種資金移動業に係る滞留規制の緩和、(d)前払式支払手段の寄附への利用について議論が行われ、それを踏まえ、法改正、政府令改正等の所要の対応が行われた。このうち、(a)は海外オンラインカジノ・投資詐欺等への対応を目的としたもの、(b)(c)は利用者の利便性向上のため、規制を合理化するもの、(d)は地方からの提案に対応したものである。本稿では、これらについて解説する。

②暗号資産・電子決済手段に関しては、(a)暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者に対する資産の国内保有命令の創設、(b)電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設、(c)特定信託受益権の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化について議論が行われ、それを踏まえ、法改正、政府令改正等の所要の対応が行われた。(a)は国際的に活動する暗号資産交換所グループの破綻における教訓を踏まえたもの、(b)は媒介のみを行う事業者のための相対的に軽量な登録制度を設けたもの、(c)はいわゆる信託型ステーブルコインの裏付け資産として最大50%の国債保有を認めたものである。これらについては、稿を改めて解説する。

なお、③立替サービス等については、金融庁は、2025年4月2日、「立替サービスの貸金業該当性に関するQ&A」を公表し、解釈を明確化している。

2

クロスボーダー収納代行への為替取引に係る規制の適用

(1) 概要

収納代行は、商品役務の代金の支払において、債権者から依頼を受けた事業者に対して債務者が支払を行い、事業者が受け取った代金を債権者に渡すサービス等と説明される¹。収納代行の為替取引をめぐっては、従前、様々な議論が行われてきており、2020年資金決済法改正時には、個人を受取人とする収納代行の一部が為替取引に該当するものとされた一方、事業者等を受取人とする収納代行については、債務者による支払時に債務が消滅するものである限り、為替取引に関する規制を適用する必要性は必ずしも高くないものと整理されていた²。

しかしながら、近年、国境を跨ぐ収納代行が、海外オンラインカジノや海外出資金詐欺等に用いられる事例が発生している。また、2024年、金融安定理事会 (Financial Stability Board : FSB) は、クロスボーダー送金について、“same activity, same risk, same regulation” 原則に基づき、消費者保護上のリスク、事務リスク、金融犯罪リスク等に照らした比例的な規制・監督を行うことを勧告した³。これらを踏まえ、2025年資金決済法改正では、クロス

1 金融審議会金融分科会第二部会「資金決済に関する制度整備について－イノベーションの促進と利用者保護－」(2009年1月14日) 11頁参照。

2 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」(2019年12月20日) 16頁。この整理は、国内で完結する収納代行については、特に変更されていない。WG報告書 8 頁注27。

3 Financial Stability Board, Recommendations for Regulating and Supervising Bank and Non-bank Payment Service Providers Offering Cross-border Payment Services (Dec. 12, 2024). 本報告書は、G20のクロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップに基づく取組みの一部である。

ボーダー収納代行に適切な範囲で為替取引に係る規制を及ぼすこととした。

(2) 資金決済法2条の2の改正

資金決済法2条の2は、以下のとおり規定されることとなった（下線はかつて書きの箇所をわかりやすくするために付したものの）。

第二条の二 金銭債権を有する者（以下この条において「受取人」という。）からの委託（国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為に係る場合にあっては、二以上の段階にわたる委託を含む。）、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）その他これに類する方法により支払を行う者（以下この条において「債務者等」という。）から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人又は当該受取人からの委託その他これに類する方法により支払を受ける者（以下この条において「受取人等」という。）に当該資金を引き渡すことによって、債務者等から受取人等に当該資金を移動させる行為（債務者等から現金の交付を受け、当該現金を受取人等に交付することにより当該資金を債務者等から受取人等に移動させる行為を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものは、為替取引に該当するものとする。

- 一 受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たす行為（次号に該当する行為を除く。）
- 二 国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為（当該行為の態様その他の事情を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。）

このうち、柱書の「であって」までの部分は、いわゆる収納代行為を規定したもの、1号は、個人を受取人とする収納代行為が為替取引とされる要件を規定したもの（従前の法2条の2に相当する）、2号は、クロスボーダー収納代行為が為替取引とされる要件を規定したものである。以下、これらに関して、パブリックコメント回答及び金融庁の各種相談窓口を通じて行っている回答のうち、重要なものを紹介する。

第1に、収納代行における支払は債務の弁済として行われるものであるため、支払時に金銭債権が発生していない場合には資金決済法2条の2柱書には該当しない⁴。ただし、この場合であっても、直ちに為替取引に該当しないものではなく、為替取引に直接に（すなわち、同条を介することなく）該当しないかが、別途問題となる。

第2に、具体的なスキームにおいて、複数の金銭債権が発生する場合、それぞれについて資金決済法2条の2の適用の有無が

4 「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（クロスボーダー収納代行（国境を跨ぐ収納代行）」（2026年5月22日。以下「パプコメ回答（CB収納代行）」という）No.113参照。

判断される。実務上、契約関係を工夫することにより、適用除外を受けられないかを検討する場面は少なくないと思われるが、その場合、関連するすべての金銭債権について検討を行う必要がある。なお、後述のとおり、グループ会社のための収納代行行為については、特に濫用防止のための規定が置かれている。

第3に、「国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる」について、銀行振込等を用いる場合については、資金移動の始点及び終点となる銀行口座の所在地によって判断され、受取人等及び債務者等が日本に所在する場合であっても、上記に該当し得る⁵。一方で、電子決済手段等を用いる場合については、電子決済手段等を管理している者の所在地又は居住地等を考慮して判断される⁶。

第4に、電子決済手段は、資金決済法2条の2柱書にいう「資金」に該当するが、利用者から預かった電子決済手段を利用者の指図に基づいて第三者に移転する行為が電子決済手段等取引業に該当する場合、当該行為について、為替取引に関する規制が重ねて適用されることはない⁷。裏を返せば、電子決済手段を用いたクロスボーダー収納代行で、電子決済手段等取引業に該当しないものは、資金決済法2条の2柱書及び同条2号（カッコ書き部分を除く）に該当し、適用除外の要件を満たさない限り、為替取引に該当する。

第5に、現金の授受を行う場合の除外（法2条の2柱書カッコ書き）は、「当該現金を」受取人等に交付するとあるとおり、資金の受入れから払出しまでの資金の移動の全部が現金の輸送によって行われる行為について規定したものであり、資金の払出しを現金によって行うだけでは当該除外の要件を満たさない。

(3) 適用除外行為（移動業府令1条の3第1項）

資金移動業者に関する内閣府令（以下「移動業府令」という）1条の3第1項において、クロスボーダー収納代行のうち、資金決済法2条の2によっては為替取引に該当しないものについて規定されることとなった。なお、当然ながら、これらの規定は、収納代行以外の行為には適用されないことに留意すべきである。

ア 銀行等又は資金移動業者に再委託して行う収納代行（1号）

移動業府令1条の3第1項1号は、銀行等又は資金移動業者に再委託して行う収納代行について、資金決済法2条の2によっては為替取引に該当しないことを定めるものである。同号については、次の2点に留意する必要がある。

第1に、収納代行業者が、単に債務者等に銀行等に開設した預金口座や資金移動業者に開設したアカウントに対して送金させるだけでは、同号の要件を満たさないことである⁸。収納代行業者の取引銀行は、銀行間決済による中央銀行預金の移転を受

5 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）14. 資金移動業者関係」（以下「移動業ガイドライン」という）1-2-2-1。

6 パブコメ回答（CB収納代行）No.9、10。

7 パブコメ回答（CB収納代行）No.3。

け、収納代行業者の預金口座に入金記帳を行うことになるが、入金記帳が完了するまで弁済の効力は生じないと解されることを踏まえると（民法477条）、銀行間決済による中央銀行預金の移転は、収納代行業者から再委託を受けた銀行等による資金の受領には該当しないと考えられる⁹。

第2に、同号の適用を受けるためには、収納代行業者から再委託を受けて行う銀行等又は資金移動業者による資金の受入れが、当該銀行等又は資金移動業者が行う為替取引に係る支払の受領として行われる必要があることである。例えば、国内から国外へ向けて資金を移動させる国内の収納代行業者は、他の国内の資金移動業者に資金の受入れを再委託したとしても、当該資金移動業者が債務者等から資金を受け入れ、収納代行業者に当該資金を引き渡す行為は、その過程において国境を跨ぐものではないため、同号の適用を受けることができないと考えられる¹⁰。

イ エスクローサービス・取引プラットフォーム提供者等の行為（2号・3号）

移動業府令1条の3第1項2号及び3号は、いわゆるエスクローサービスや取引プラットフォームの提供者が行う資金の受渡しについて、資金決済法2条の2によっては為替取引に該当しないことを定めるものである。従前、個人を受取人とする収納代行において、これらの行為は為替取引に該当するものとはされていなかったところ、

国境を跨ぐ収納代行についても同様の取扱いとされた。

このような経緯から、これらの規定については、従前の個人を受取人とする収納代行に関する解釈が基本的には妥当すると解されるものの、「契約の成立に不可欠な関与」の解釈については、パブリックコメントでも複数の意見が寄せられており¹¹、移動業ガイドラインにおいて、新たな記載を行っている¹²。すなわち、移動業ガイドラインでは、「委託販売者として売主を代理して買主と売買契約を締結する場合」は、「契約の成立に不可欠な関与」を行ったと認められることが明示された。一方で、関与の態様が代理に至らない場合（しばしば媒介と呼ばれる）については、「多数の者が参加して取引を行うことが可能なプラットフォームを提供し、利用規約において当該プラットフォームの利用条件や取引成立条件を定めている場合等の関与をしていることが必要であり、単なる決済方法の提供、商品の広告、又は顧客の紹介等を行うだけでは足りない」ことを記載している。

ウ グループ会社のための収納代行（4号）

移動業府令1条の3第1項4号は、受取人と収納代行業者が「同一の会社等の集団」に属する場合に、当該収納代行業者が行う資金の受渡しについて、資金決済法2条の2によっては為替取引に該当しないことを定めるものである。

8 移動業ガイドライン1-2-2-2(1)。

9 パブコメ回答（CB収納代行）No.36。

10 パブコメ回答（CB収納代行）No.31、32等。

11 パブコメ回答（CB収納代行）No.38～42。

12 移動業ガイドライン1-2-2-2(3)。

受取人と収納代行業者が「同一の会社等の集団」に属する場合とは、受取人と収納代行業者の間に親会社と子会社の関係がある場合や、受取人の経営を支配している法人と収納代行業者の経営を支配している法人が同一である場合（受取人と収納代行業者との間にいわゆる兄弟会社関係がある場合）等が広く含まれる。

なお、自らと「同一の会社等の集団」に属する他の事業者、受取人から金銭債権を譲り受けさせた上で、当該他の事業者から収納代行の再委託を受けることで、為替取引に係る規制を潜脱する行為を防止するため、受取人が、「法第2条の2の規定（同条第2号に係るものに限る。）の適用を免れる目的で第三者からの金銭債権の譲受けその他これに類する方法により当該金銭債権を有することとなった場合」には、適用除外の対象とならないことを確認的に規定している。この点について、第三者から譲り受けた金銭債権に係る債務の弁済として受け入れた資金を原資として、当該譲受けに係る対価の支払に充てるような場合、譲受人は、資金決済法2条の2の適用を免れる目的で当該金銭債権を譲り受けたことが一応推認されるが¹³、例えば、金銭債権の早期現金化を目的とするファクタリングなど、正当な目的がある場合には、規制の適用を免れる目的は認められないと考えられる¹⁴。

エ クレジットカード等の加盟店清算等に関する行為（5号）

（ア）概要

移動業府令1条の3第1項5号は、他の法令の規律が及んでおり、為替取引に係る規制を重ねて及ぶ必要がない行為を定めるものである。同号イはクレジットカードの国際ブランドの清算業務を、ロはクレジットカードのアクワイアラ等による加盟店調査が及んでいる商品役務に係る収納代行業を、ハは前払式支払手段発行者の加盟店管理が及んでいる商品役務に係る収納代行業を定めている¹⁵。

ここで、クレジットカードの清算業務について説明しておく。まず、クレジットカードは、会員、イシュア、アクワイアラ、加盟店、クレジットカードの国際ブランドのホルダー（以下単に「国際ブランド」という）からなる決済スキームである¹⁶。会員が、ある加盟店でクレジットカードを用いた支払を行った場合、代金は、通常、アクワイアラが加盟店に商品・役務代金相当額の立替払いを行い、イシュアがアクワイアラに当該立替相当額の清算金を支払うことで清算される。国内の加盟店が訪日旅行者等の外国居住者に対して商品・役務を提供し、その代金の支払にクレジットカードが使用された場合、通常、イシュアは外国に所在し、アクワイアラは国内に所在するため、これらの清算の過程で、クロスボーダー収納代行が行われる可能性がある。また、

13 移動業ガイドライン1-2-2-2(4)。

14 パブコメ回答（CB収納代行）No.45。

15 なお、これら以外の行為でも、移動業府令1条の3第1項5号柱書により、適用除外が認められる余地がある。パブコメ回答（CB収納代行）No.50では、指定公金事務取扱者が行う公金の徴収等の事務が例示されている。

16 なお、これらの主体とは別に決済代行業者が介在する場合もある。

Visa、Mastercard等の国際ブランドは、イシュアやアクワイアラを拘束するルールを策定したり、支払に関するメッセージを伝送するためのネットワークを提供しているが、これらの清算の一部を担う場合がある。

(イ) 国際ブランド等が行う清算業務としての収納代行（5号イ）

移動業府令1条の3第1項5号イは、国際ブランドとそのグループ会社が行う清算業務について、資金決済法2条の2によっては為替取引に該当しないことを定めるものである。

本号イの条文は複雑であるが、①「商標権者又は当該商標権者と同一の会社等の集団に属する他の会社等が」、②「第三者型前払式支払手段等発行者…と立替払取次業者…との間で第三者型前払式支払手段等の利用に係る債権債務…の清算のため」を行う収納代行が規定されている。①は国際ブランドとそのグループ会社を意味する。②「第三者型前払式支払手段等」は、かっこ書きで、(a)為替取引に係る指図を伝達するための番号等、(b)前払式支払手段、(c)割賦販売法上のクレジットカード番号等が付されている番号等を含むよう定義されており、クレジットカードだけでなく、国際ブランドが付されたデビットカード又はプリペイドカードの清算業務も本号イの対象となる。本号イは、クレジットカードの清算は、他法令が規律する分野における行為であることから、直ちに為替取引に関する規制を適用する必要性は高くないとされ、適用除

外とされたものであるが¹⁷、国際ブランドの清算業務においては、清算の対象となる債権債務の発生原因を区別することなく清算が行われていることから、デビットカード及びプリペイドカードの使用の清算についても、併せて適用除外の対象とされたものである。②「第三者型前払式支払手段等発行者」は、これらの支払手段の発行者（イシュア）、「立替払取次業者」はこれらの支払手段の加盟店管理会社（アクワイアラ）を意味する。

なお、クレジットカードのイシュアは、クレジットカードの発行に付随して、金銭の貸付（いわゆるキャッシング枠）等のサービスを提供している場合があるが、これらのサービスに係る清算も、「第三者型前払式支払手段等の付与に付随して行う役務の提供」に係る債権債務の清算として、適用除外の対象となる¹⁸。また、クレジットカード等による取引が解除され、又は取り消された場合等に行われる、イシュアを受取人等とする清算も、適用除外の対象となる¹⁹。

(ウ) クレジットカードにおける加盟店調査義務が及んでいる商品役務に係る収納代行（5号ロ）

移動業府令1条の3第1項5号ロは、販売業者等がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者（以下「クレ取業者」という）との間でクレジットカード番号等取扱契約（以下「クレ取契約」という）を締結することでクレジットカードの加盟店となっている場合において、クレジットカードによ

17 資金決済WG報告書10頁。

18 パブコメ回答（CB収納代行）No.54参照。

19 移動業ガイドライン1-2-2-2(5)。

る支払が可能とされている商品役務の代金等に係る収納代行は、資金決済法2条の2によっては為替取引に該当しないことを定めるものである²⁰。

本号ロは、割賦販売法に基づく加盟店調査の対象となっている商品役務の代金に係る収納代行については、詐欺やマネー・ローndリング（以下「マネロン」という）等のリスクが相当程度低減されているとの考え方に基づくものであるが²¹、当該考え方にに基づき、適用除外行為者自身がクレ取業者であることや、自らクレ取契約を締結することは、要件とはされていない。したがって、加盟店がクレ取業者であるアクワイアラとクレ取契約を締結している場合には、クレジットカード以外の支払手段（例えば、国内外のコード決済等）によって行われた支払の清算についても、同号ロは適用され得る。キャッシュレス決済の導入にあたっては、実務上、クレジットカードを含む複数の支払手段がまとめて導入されることが多く、その過程で割賦販売法に基づく加盟店調査が行われることが多いため、本号ロは、インバウンドのキャッシュレス決済全般の清算業務の根拠として、広く機能し得る。

(エ) 第三者型前払式支払手段における加盟店管理義務が及んでいる商材に係る収納代行（5号ハ）

移動業府令1条の3第1項5号ハは、第三者型前払式支払手段の加盟店において、第三者型前払式支払手段による支払が可能

とされている商品役務の代金等に係る収納代行は、資金決済法2条の2によっては為替取引に該当しないことを定めるものである。

本号ハは、資金決済法に基づく加盟店管理（資金決済法10条1項3号）の対象となっている商品役務の代金に係る収納代行については、詐欺やマネロン等のリスクが相当程度低減されているとの考え方に基づくものである。本号ハは、本号ロと同様に、前払式支払手段以外の支払手段によって行われた支払の清算のための収納代行にも適用される。また、いわゆるブランドプリカにおいては、国外に加盟店が所在する場合があるが、このような加盟店に対する清算のための収納代行にも、本号ハは適用され得る。

オ 適用除外行為者の委託を受けて行う行為（6号）

移動業府令1条の3第1項6号は、エスクローサービス提供者又は取引プラットフォーム提供者の委託を受けて行う収納代行が、資金決済法2条の2によっては為替取引に該当しないことを定めるものである。

本号は、取引プラットフォーム提供者は、決済代行会社等に収納代行を再委託し、資金の受入れ及び引渡しを行うことがあるところ、当該再委託が行われた場合であっても、委託元である取引プラットフォーム提供者が受取人や商品役務、購入者について把握している限り、必ずしも詐欺やマネロン等に利用されるリスクが高まるとは考え

20 なお、文理上、販売業者等は国内に所在する者に限られないため、アウトバウンド決済においても同号ロは適用され得る。ただし、実務上は国内のアクワイアラであるクレ取業者は国内の販売業者等との間でクレ取契約を締結することがほとんどと思われる。

21 資金決済WG報告書10頁。

られず、このことは、エスクローサービスについても同様であるとの考え方に基づくものである。

本号は、「受取人等に当該資金を引き渡す」行為を対象としていることから、受け入れた資金の引渡しのみを行う場合も、本号の対象となる²²。

カ 銀行等又は資金移動業者の委託を受けて行う行為（7号）

移動業府令1条の3第1項7号は、銀行等又は資金移動業者の委託を受けて行う収納代行が、資金決済法2条の2によっては為替取引に該当しないことを定めるものである。

本号は、銀行等及び資金移動業者が委託先に対する指導監督義務を負っていること（銀行法12条の2第2項、法50条等）、当局は銀行等及び資金移動業者の委託先に対して一定の監督権限を行使することが可能であること（銀行法24条2項、25条2項、法54条2項）を踏まえたものである。

（4）利用者保護に欠けるおそれ大きい行為（移動業府令1条の3第2項）

移動業府令1条の3第2項において、「利用者保護に欠けるおそれ大きい行為」が定められることとなった。当該行為は、仮に同条1項各号の適用除外行為に該当する場合であっても、適用除外の対象とならず（同条1項柱書かつ書き）、為替取引に該当する。

2項各号のうち、1号及び2号は、収納代行サービスに内在するリスクに着目し、適用除外の要件を加重するものである。1号は、適用除外行為について、資金受入れ時までに受取人が有する金銭債権に係る債務が消滅するものであることを、2号は、エスクローサービスの提供者及び取引プラットフォーム提供者が収納代行行為を第三者に再委託する場合において、当該第三者が当該行為を適切に行わなかった場合でも、受取人等に資金を円滑に引き渡すべきこと²³を、適用除外の要件とするものといえる。

一方、3号～5号は、原因関係に関連するリスクに着目したものであり、3号は、賭博の賭金等の収納代行、4号は、有価証券の売買等及びデリバティブ取引の代金等の収納代行、5号は、これらに類する行為で法令又は公序良俗に違反するものを定めている。5号の行為としては、片面的賭博の賭金等の収納代行²⁴、暗号資産売買の代金の収納代行²⁵等が考えられる。

（5）為替取引に該当した場合の行為規制の適用関係

為替取引に該当した場合の行為規制の適用関係については、特段の法改正は行われておらず、解釈にゆだねられている。以下、重要な点を述べる。

第1に、資金移動業の種別については、個々の収納代行の金額によって判断され

22 パブコメ回答（CB収納代行）No.89、94～96。なお、委託を受けて受け入れた資金の引渡しのみを行う行為がそもそも資金決済法2条の2に定める収納代行に該当するかは、理論上は問題となり得るが、委託元であるエスクローサービス提供者又は取引プラットフォーム提供者が行う行為と一体としてみれば、資金の受入れも行っているといえ、実際上は問題となり難い。

23 移動業ガイドライン1-2-2-2(9)、パブコメ回答（CB収納代行）No.106。

24 移動業ガイドライン1-2-2-2(10)。

25 パブコメ回答（CB収納代行）No.116。

る。当該金額が100万円以下である場合、たとえ加盟店清算において100万円を超える支払を行うことがあるとしても、それによって直ちに第一種資金移動業に該当するものではない²⁶。

第2に、情報提供義務、受取証書交付義務等との関係で、収納代行の「利用者」は、特段の事情がない限り、受取人であり、債務者に対して情報提供や受取証書の交付等を行う必要はない²⁷。

第3に、犯罪収益移転防止法との関係で、収納代行の「顧客」は、収納代行の直接の委託者であり²⁸、支払人や、2以上の段階にわたる収納代行における最終受取人等（直接の委託者の背後者）は、特段の事情がない限り、取引時確認義務等の対象となるものではない。ただし、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づく顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）、取引モニタリング等においては、これらの者に関連するリスクについても評価・低減の対象とする必要がある。

3 資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

(1) 概要

資金移動業者には、資金移動業者の破綻時における利用者保護のため、利用者から受け入れた送金のための資金について、一定の方法に基づいて計算される金額の保全が義務付けられている。資産保全の方法としては、2025年資金決済法改正前は、①供

託所への供託（法43条）、②履行保証金保全契約（銀行等が内閣総理大臣の命令に応じて履行保証金を供託する旨の契約。法44条）、③履行保証金信託契約（受託者である信託会社等が内閣総理大臣の命令に応じて信託財産を履行保証金の供託に充てることを目的とする信託契約。法45条）のみが認められていた（なお、法律上は、①が原則であり、②③により保全した額について、供託義務を免れるものとされている）。もっとも、②③による場合であっても、資金移動業者の破綻時には、内閣総理大臣の命令に応じていったんは必ず供託がされる結果、利用者が実際に資金の返還を受けるまでに最低でも170日の期間を要することとなり、迅速性の点で課題があった。

このような状況を踏まえ、2025年資金決済法改正においては、資金返還の確実性・安全性を担保しつつ、迅速な資金返還を実現する選択肢を設けるべく、資金移動業者の破綻時に供託手続を経ることなく利用者に資金を直接返還する保全方法として、④履行保証人債務引受契約（法45条の3）、⑤履行保証人保証契約（法45条の4）及び⑥履行保証金弁済信託契約（法45条の5）（以下、総称して「履行保証人債務引受契約等」という）が新設された。

以下、これらの契約の内容と、それらを採用する場合に求められる体制整備等について説明する。

(2) 履行保証人債務引受契約等の内容

④履行保証人債務引受契約及び⑤履行保証人保証契約は、銀行等の保証機関から利

26 パブコメ回答（CB収納代行）No.11。

27 パブコメ回答（CB収納代行）No.12。

28 パブコメ回答（CB収納代行）No.16。

用者に資金の返還が行われる枠組みである。いずれの契約においても、従前の②履行保証金保全契約と同じく、一定の基準を満たす銀行、保険会社等の履行保証人適格者（法44条、資金決済に関する法律施行令16条、移動業府令15条、16条）が相手方となる必要がある。両契約は、法的構成が異なり、④履行保証人債務引受契約は、資金移動業者と銀行等の間で締結される併存的債務引受契約である（移動業府令21条の7第1号）のに対し、⑤履行保証人保証契約は、資金移動業の利用者と銀行等との間で締結される保証契約である（移動業府令21条の10第1号）。また、契約締結後、供託義務を免れるために必要な当局への届出書類にも差異がある（移動業府令21条の6、21条の9）。

一方、⑥履行保証金弁済信託契約は、信託を用いて利用者に資金の返還が行われる枠組みである。同じく信託を用いた利用者資金の直接返還の枠組みである、金融商品取引法上の顧客区分管理信託の例も踏まえ、弁護士や公認会計士等が受益者代理人となることが義務付けられている（法45条の5第2項2号、移動業府令21条の13第2号）。

なお、資産保全の方法として履行保証人債務引受契約等を採用した場合であっても、当局が資金移動業の利用者の利益の保護のために必要があると認める場合には、供託手続を通じた返還手続に移行することも可能となっている（法46条）。直接返還の枠組みを採用した資金移動業者が破綻した場合における「利用者の利益の保護のた

めに必要がある」場合として、「利用者情報の把握に不備がある場合や、返還のスケジュールが繰り返し延期される場合等」が例示されている²⁹。

(3) 履行保証人債務引受契約等を採用する場合の義務

資産保全の方法として履行保証人債務引受契約等を採用する場合、従来の②履行保証金保全契約及び③履行保証金信託契約を採用する場合と同様に、契約の締結を行い、その旨を当局に届け出ることにより、履行保証人債務引受契約等により保全される額について供託の義務が免除される。

また、この場合、利用者保護の観点から、利用者に対する権利行使方法に関する情報提供（移動業府令29条の2第1項2号の2）及び各利用者に関する資産保全の状況についての詳細な帳簿の作成が求められる（移動業府令33条10号の2）。

4 第一種資金移動業に係る「厳格な滞留規制」の緩和

(1) 概要

第一種資金移動業者には、後に詳述するとおり、「厳格な滞留規制」が課されているが、資金決済WG報告書においては、利用者利便の向上の観点等を踏まえ、当該滞留規制を一定程度緩和する方向性が示された。これを受け、移動業府令改正において、①資金の受入れ時に受けるべき指図の具体性の緩和（移動業府令32条の2第1項2号）、②履行保証人債務引受契約等の利用等を条件とする利用者資金の滞留可能期間の延長（移動業府令32条の2第2項1号）、

²⁹ 移動業ガイドラインIX-2-5(1)。

③第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する場合における第二種資金移動業から第一種資金移動業への利用者資金の振替の制限の緩和（移動業府令30条の4第3項・4項）が行われた。以下、それぞれの内容を説明する。

(2) 資金の受入れ時の指図の具体性の緩和

第一種資金移動業者は、具体的な指図（①資金移動額、②資金移動日、③資金移動先）を伴わない資金を受け入れることが禁止されているが（法51条の2第1項、移動業府令32条の2第1項各号）、移動業府令改正により、「資金を移動する日を特定することが困難である場合」には、②資金移動日に代えて、②'「資金を移動する期限」を指定することが許容されることとなった（同項2号。カッコ書きが追加された）。なお、①資金移動額及び③資金移動先に関しては、今回の移動業府令改正による変更は行われていない。

「資金を移動する日を特定することが困難である場合」に該当すると考えられる例として、資金移動業者が入金を受けた後において、利用者が外国為替相場等を見つつ、自らに有利なタイミングで送金指図を行うために、資金移動日を事前に決めることが困難である場合や、代金の回収に用いられるような逆為替・取立為替型の資金移動サービスのように、受取人である利用者から為替取引に係る依頼を受けた時点では、送金人からの資金の回収時期が未定である等の事情により、資金移動日を事前に決めることが困難である場合が挙げられてい

る³⁰。

(3) 履行保証人債務引受契約等の利用等を条件とした利用者資金の滞留可能期間の延長

第一種資金移動業者は、事務処理に必要な期間を超えて利用者の資金を保持することが禁止されてきたが、銀行等に対する規制との衡平の確保や第一種資金移動業者の破綻時の影響の極小化の必要性も考慮しつつ、利用者利便を向上させる観点から、一定の場合に利用者資金の滞留可能期間の延長を認めることとされた。具体的には、①第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務の全額について履行保証人債務引受契約等が締結されており、②破綻時に当該債務の全額について早期かつ確実に利用者に弁済することができると認められる体制を整備している場合には、事務処理に必要な期間に利用者利便の向上に必要な期間を加えた期間（ただし合計2カ月以内）、資金の保持が認められることとなった（移動業府令32条の2第2項1号）。なお、これらの要件を満たすことにより滞留期間の延長が認められる資金移動業者については、体制整備の内容を利用者に対して情報提供することが求められている（移動業府令29条の2の2）。

早期確実な弁済体制については、移動業ガイドライン上、①「早期に返還する体制」として、(a)資金移動業者が履行保証人適格者及び信託会社等（以下「履行保証人等」という）に利用者の情報（口座情報を含む）を提供することにより、平時から履行保証人等において必要な利用者の情報を把握さ

30 移動業ガイドラインⅢ-1-1-1(1)①注3。

せておくことや、(b)平時において資金移動業者が把握し更新する利用者の情報を、破綻時に直ちに履行保証人等に共有する態勢を構築することが例示されている³¹。また、②「高い確実性をもって返還する体制」として、(a)履行保証金弁済信託契約に基づき金銭の信託を行う場合に、各営業日における要履行保証額以上の額について、1営業日以内の信託保全を行うこと、(b)利用者から受け入れる資金の上限額を、根拠に基づき合理的に設定し、適時に見直しを行った上で、当該上限額について履行保証人債務引受契約等による保全を行うこと、(c)要履行保証額が履行保証人債務引受契約等による保全額を超過した場合において、保全を実施するまでの間、超過額に相当する資金を預貯金等管理方法（第三種資金移動業者に係るもの）に相当する方法で管理し、管理状況の適切性について当局に報告することが例示されている³²。このように、①「早期に返還する体制」としては、円滑な返還のために必要となる情報を取得するための体制が、②「高い確実性をもって返還する体制」としては、要履行保証額以上の額の保全を確実に実施するための体制がそれぞれ求められることとなる。

延長が認められる滞留期間については、移動業ガイドライン上、「資金移動業者が

利用者の利便の向上を図るために必要な期間」として、企業間の支払サイクル等を前提として、利用者が定期的に企業間送金を実施できるようにするために必要となる期間等が例示されている³³。なお、資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金の移動ができない場合には、当該事由を解消するために必要な期間を加えた結果、その合計期間が2カ月を超えることも許容される³⁴。

(4) 第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する場合における利用者資金の振替の許容等

改正前の移動業府令30条の4第3項においては、資金移動業者が第一種資金移動業と第二種資金移動業（本節において「一種業」・「二種業」と略称する）を併営する場合において、一種業の厳格な滞留規制の潜脱防止の趣旨³⁵で、二種業について受け入れた資金をそのまま一種業に係る資金として用いる、いわゆる利用者資金の振替が禁止されていた。改正後の移動業府令においては、振替自体は許容することとしつつ、滞留規制の潜脱防止の観点から、資金の受入れ時点及び受入れ後において資金移動業者の講じるべき措置が規定された（移動業府令30条の4第3項・4項）。

同条3項は、資金の受入れ時点におい

31 移動業ガイドラインⅢ-1-1-1(1)②注6イ。

32 移動業ガイドラインⅢ-1-1-1(1)②注6ロ。

33 移動業ガイドラインⅢ-1-1-1(1)②注5。翌月末日払いという商慣習の存在を踏まえたものである（資金決済WG報告書6頁）。

34 移動業ガイドラインⅢ-1-1-1(1)②注5。

35 二種業においては、一種業に比して緩やかに資金の滞留が認められているところ、一種業に係る為替取引に用いられる予定の資金を二種業に係る資金として受け入れた上で、100万円を超える送金が必要になったタイミングで利用者に振り替えさせることで、一種業に係る厳格な滞留規制が潜脱される、との問題意識があったものと考えられる。

て、一種業に係る為替取引に用いられると認められる資金を二種業に係る資金として受け入れないための措置を規定するものである。具体的な措置としては、移動業ガイドライン上、一種業と二種業とでは法令上の滞留規制が異なる旨を説明した上で、実際には一種業に係る為替取引に用いる予定である資金を、二種業に係る資金として資金移動業者に提供すること等を約款等において禁止するなどの対応を行うことが例示されている³⁶。

同条4項は、3項の措置を講じたにもかかわらず、受け入れた資金が一種業に係る為替取引に用いられることが事後的に明らかとなった場合において、当該資金を二種業に係る資金として保有しないための措置を規定するものである。具体的な措置としては、移動業ガイドライン上、二種業に係る資金として受け入れた資金が、当該受入れの後に一種業に係る為替取引に用いられるものであることを認識した場合に、一種業に係る資金への振替³⁷、利用者への返還等の措置を取ることや、二種業に係る資金が合理的な理由なく頻繁に一種業に係る資金に振り替えられているといった事情がある場合には一種業に関し用いる予定の資金を二種業に係る資金として提供しないよう求めることが例示されている³⁸。

5 前払式支払手段の寄附への利用等

(1) 前払式支払手段による寄附

内閣府「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（2024年12月24日）では、地方自治体、法律に基づいて設置された認可法人及び特に公益性が高いと考えられる公益法人への前払式支払手段による寄附の可否について検討を行うこととされた。これを踏まえ、資金決済WGにおいて検討が行われ、当該検討を踏まえ、前払式支払手段に関する内閣府令（以下「前払式府令」という）23条の3第2項の新設等の改正が行われた。

同項1号においては、前払式支払手段による寄附は、第三者型前払式支払手段により、1回当たり1万円を上限として、適格寄附金受領者に対してのみ行うことができる旨が定められている。また、適格寄附金受領者は、国、地方公共団体、認可法人のほか（同号イ～ハ）、金融庁長官が指定する者（同号ニ及びホ）と定義されている。金融庁長官が指定する者としては、適格寄附金受領者告示³⁹により、一定の公益法人を含む者が指定されている。

同項2号においては、「寄附以外に使用される場合との誤認を防止するために必要な措置その他の寄附のために使用される前払式支払手段の不適切な利用を防止するた

36 移動業ガイドラインⅦ-1-1(3)①。

37 ただし、利用者が資金移動業者に対して二種業に係る資金を提供した時点で、当該資金を一種業に関し用いる予定であったこと等により、振替を行おうとする時点で既に法定期間を超えて一種業に係る為替取引に関する債務を負担している場合には、振替を行うことはできず、当該資金を利用者に返還すること等が必要となることに留意が必要である（移動業ガイドラインⅦ-1-1(3)③）。

38 移動業ガイドラインⅦ-1-1(3)②。

39 金融庁「前払式支払手段に関する内閣府令第二十三条の三第二項第一号ニ及びホの規定に基づき適格寄附金受領者を定める件」（2026年3月12日公布）。

めの適切な措置」を講じることが求められている⁴⁰。

前払式府令の改正に伴い、同府令別紙様式第3号（登録申請書）の第4面に前払式支払手段の寄附への使用の有無を確認する欄が追加されている。なお、第三者型前払式支払手段発行者の登録を受けている者が、登録済みの前払式支払手段を寄附への使用が可能な前払式支払手段に変更する場合には、上記措置を講じた上で、変更届出（法11条1項）を行う必要があることに留意する必要がある。

(2) 地方公共団体が受領する貸付金元利収入等の支払への前払式支払手段の利用

なお、上記に加え、内閣府「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（2025年12月23日）においては、前払式支払手段による貸付金元利収入、遅延損害金、不動産売払代金、損害賠償金及び不当利得による返還金の支払の可否についても、検討することとされた。これを踏まえ、金融庁は、政策的意義、為替取引に係る規制潜脱のリスク、詐欺・マネロン等のリスクの程度等にかんがみ、①貸付金元利収入等や、②地方公共団体が受領する公金であって、地方公共団体の歳入とされ、公共サービスに活用されることが期待されるものに関しては、前払式支払手段による支払が可能である旨の考え方を公表した⁴¹。

なかにし せいた

片岡総合法律事務所を経て、2024年1月から2026年6月まで金融庁在職。金融機関等におけるマネロン等対策のモニタリング、金融サービス仲介業の監督等を担当した後、2025年資金決済法改正に伴う政府令改正に従事。

めかだ あゆみ

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業を経て、2024年9月より現職。2025年資金決済法改正及び関連政府令等改正、2026年犯罪収益移転防止法改正等に従事。

あまの ふみお

法律事務所ZeLo・外国法共同事業を経て、2024年9月より現職。資金移動業者及び前払式支払手段発行者の監督に従事。

かとう そうご

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業を経て、2025年4月より現職。資金移動業者及び前払式支払手段発行者の監督に従事。

ときおか なおき

片岡総合法律事務所を経て、2024年9月より現職。貸金業者、資金移動業者、前払式支払手段発行者、電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者に関する監督、各種政府令・ガイドライン改正等に従事。

なす しょう

TMI総合法律事務所を経て、2024年9月より現職。金融商品取引法・資金決済法等に関する相談対応、各種実証実験の支援、金融分野におけるAI利活用推進、暗号資産交換業

40 具体的な措置については、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）5. 前払式支払手段発行者関係」II-2-6-1(3)、「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2025年11月17日）No.31～43を参照。

41 金融庁「地方公共団体が受領する貸付金元利収入等の支払いに前払式支払手段を用いることについての考え方」（2026年3月12日）。

等におけるサイバーセキュリティ強化、各種
政府令・ガイドライン改正等に従事。